

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議中間とりまとめ 概要

1. 目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化

経緯・現状

- 遺骨収集推進法は、平成28年度から令和6年度までを遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間としている。また、政府は遺骨収集推進法に基づき、同期間中の基本計画を策定しているが、具体的な目標は定められていない。
- 遺骨収集を計画的かつ着実に推進するためには、**集中実施期間の3分の1を終えた現時点で、具体的な目標を設定する必要がある。**

今後の方向性

- 残る集中実施期間（令和元年度～令和6年度）に、できるだけ多くの遺骨を収集するためには事業を計画的に進めることが必要であることから、海外資料（交戦国の国立公文書館の保管資料等）の調査等により得られた埋葬地に関する情報について、現地調査及び収集を計画的に実施するための目標を定めることが適当。
具体的には、
 - ・ **南方等戦闘地域**については、従来より実施してきた戦友等から得られる情報に基づく調査に加えて、**現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度にかけて遺骨収集を集中的に行う。**
 - ・ **旧ソ連抑留中死亡者埋葬地**については、**現時点において調査を要する埋葬地を令和元年度から令和3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う。**
 - ・ **調査後、可能な限り早期に収集も行う。**こととすることが適当。（※）
- （※ **南方等戦闘地域**についての海外資料調査は平成29年度までに概了。埋葬地点を推定できる有効情報は計**1,695件**。また、**旧ソ連抑留中死亡者埋葬地**については、今後調査・収容を実施する予定の埋葬地は、**62カ所（うちモンゴル1カ所）**。機械的な試算によれば、これらの埋葬地の情報について現地調査を最低1回行うための事業量（派遣回数）は、**南方等戦闘地域約80回、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地約20回**。調査の進捗に応じてさらに見直ししていく必要あり。
- 目標を達成するために、厚生労働省及び一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が連携し、**以下の点について具体策を検討し、実施する必要がある。**
 - ・ 派遣団の人材確保（遺骨鑑定人や現地での実務を熟知した人材、ボランティアでの参加者を含む）の方策
 - ・ 多くの方が参加しやすくなるような派遣期間・方法等
 - ・ 雇用の手法の検討を含め、若い世代が事業に参加する環境の整備
 - ・ 遺骨収集の参加者の安全・健康への配慮
 - ・ 推進協会のマネジメントの強化
 - ・ 厚生労働省の推進協会との連携及び体制の強化
 - ・ 情報のさらなる精査：重複や調査済み箇所の確認等
 - ・ 戦友等から得られた情報と海外資料調査で得られた情報とを合わせた結果に基づく効率的な実施

2. 鑑定の今後のあり方

経緯・現状

< DNA鑑定の実施体制について >

- DNA鑑定は、記名のある遺留品等から遺族が推定できる場合に、遺族からの申請に基づいて実施され、血縁関係が確認できた場合に、遺骨が返還されている。
平成28年度からは、記名のある遺留品等がなくても、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかける試行的取組が沖縄で実施されているが、これまでのところ、血縁関係の認められる遺族は見つかっていない。

< 現地における焼骨について >

- 我が国では、死者を弔うため、慣習として、広く焼骨が行われている。現在は、戦没者遺骨からDNA鑑定用の検体を採取した後に、残りの遺骨について、慰霊行事の一環として、現地で焼骨・追悼式が実施されている。

< 新技術の応用について >

- 次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析などの新しい技術は、個体が帰属する集団の推定など、帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられている。

< 学術的利用及び研究振興について >

- 平成15年の「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」は、戦没者遺骨から得られたDNA分析結果の学術的価値を認識しつつも、戦没者及び遺族のプライバシー保護の観点からDNA鑑定のデータの学術的利用は慎重であるべきであるとしている。

今後の方向性

< 鑑定の実施体制について >

- 鑑定の安定的な実施や鑑定技術の向上等のためには、①**鑑定実施体制の充実**、②**戦没者遺骨に関する研究の推進等**といった課題があり、それらを解決する必要がある。そのためには、厚生労働省が中心となり、下記のような取組を行うべきである。

【鑑定実施体制の充実】

- ・ DNA鑑定を実施する大学の数が増えるような環境を作る取組、DNA鑑定を実施している大学における鑑定体制の充実（鑑定に専門性を有する人材の確保等）、これらの取組を通じた人材育成
- ・ 形質人類学的鑑定に習熟した人材の育成

【戦没者遺骨に関する研究の推進等】

- ・ 遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進
- ・ 遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進
- ・ 次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析といった新たな鑑定技術の応用に向けた研究の推進、遺骨収集を行う相手国等との協力関係の構築

なお、DNA抽出の可能性を高めるため、現在の歯及び四肢骨に加え、側頭骨の錐体部も検体の対象とすることが望ましい。

今後の方向性

<現地における焼骨について>

- 近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、より一層の科学的鑑定を行うことが期待されている。
現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することも選択肢となるが、厚生労働省は、本とりまとめを踏まえ、遺族感情に配慮し、制度面や技術面の課題を整理し、遺族等関係者の理解を得つつ慎重に進めていくべきである。
- また、現在、現地にて戦没者を慰霊する目的から、遺骨を現地で焼骨していることも踏まえ、今後、仮に遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、現地において今後も追悼式を挙げる等、戦没者への慰霊を遺漏無く丁寧に実施すべきである。
- なお、仮に遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、遺骨の送還手段や送還時の防疫面での対策（遺骨に付着した土の除去）、送還後の鑑定の手順、遺族への伝達又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑等への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、戦没者遺族に配慮しつつ、厚生労働省において検討を行う必要がある。
- 現在は、現地で焼骨を行うことを前提として、現地での事務手続が行われていることから、遺骨収集の相手国との調整を行う必要がある。

<南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針について>

- **南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、**
 - ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
 - ・ 戦没者の母集団が大きいこと
 - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
 - ・ 今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在しうる可能性を排除することが容易でないことから、**身元特定は非常に難しいことが見込まれる。**

そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、

- ・ **推定戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。**
- ・ **推定戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。**
- ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの**説明を、より一層丁寧に行う。**

ことが考えられる。その場合、**鑑定体制の充実が不可欠**である。

また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえよう、また、DNA鑑定について正しく理解してもらえよう、**積極的な広報に努める必要がある。**

3. まとめ

- 残された集中実施期間において、厚生労働省をはじめ、外務省や防衛省といった関係行政機関及び推進協会が一丸となり、本取りまとめの内容に基づき、必要な財政上の措置を講じた上で、事業を着実に推進するべきである。
- 事業の推進のためには、国民の理解・信頼が不可欠であることから、今後、積極的な情報公開及び展示会の開催やパンフレットの配布、本とりまとめの内容の広報等を通じ、厚生労働省は、遺骨収集事業に対する国民の理解・信頼が一層深まるよう努めるべきである。
そのためには、過去の遺骨収集において、不適切な事例があったことへの反省を忘れることなく、真摯に事業に取り組むべきである。
- なお、戦没者の遺骨収集は、遺骨の所在に関する具体的な情報が得られる限り、集中実施期間終了後も継続されるものであり、その実施に必要な体制も確保していくべきである。集中実施期間経過後の事業及び体制のあり方についても、同期間の目標への取組状況を踏まえ、適切な時期に本検討会議で改めて議論すべきである。